別表第二十八（第八十八条の六関係）

年　月　日

（許可の権限を有する者）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法による道路占用通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の11（道路法の特例）第２項第４項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　道路（道路予定区域）の占用を行う自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　道路（道路予定区域）の占用の目的

3　道路（道路予定区域）の占用の期間

4　道路（道路予定区域）の占用の場所

5　工作物、物件又は施設の構造

6　工事実施の方法

7　工事の時期

8　道路（道路予定区域）の復旧方法

備考：1　「道路（道路予定区域）の占用の目的」の項には、占用を必要とする理由について記載する。（例：「防衛出動の命令に基づく工作物等の設置のため」、「防御施設構築措置の命令（引き続き防衛出動を命ぜられた場合を含む。）に基づく工作物等の設置のため」）

2　「道路（道路予定区域）の占用の期間」の項には、占用を開始する日から終了する日までの期間（終了の期日があらかじめ決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」又は「防御施設構築措置の命令が解除されるまでの間（引き続き防衛出動を命ぜられた場合にあつては、撤収を命ぜられるまでの間）」）を記載する。

3　「道路（道路予定区域）の占用の場所」の項には、占用する路線名及び区間又は区域を記載する。（例：「県道　　号線　　市　　丁目　　番地　　号から　　丁目　　番地　　号までの区間」、「　　町　　丁目　　番地　　号道路予定区域」等）

また、車道・歩道・その他の区分を記載する。

4　「工作物、物件又は施設の構造」の項には、道路又は道路予定区域に設置する工作物、物件又は施設の名称及びその構造（規格、寸法等）を記載する。（名称の例：「パネル橋」、「資材」、「機材」、「無線設備」等）

5　「工事実施の方法」の項には、工事を伴う場合において工事の方法を記載し、工事を伴わない場合は空欄とする。（例：「開削工事」等）

6　「工事の時期」の項には、工事を伴う場合にあつては道路（道路予定区域）の占用の期間のうち、工事を開始する日から終了する日までの期間（終了の期日があらかじめ決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」又は「防御施設構築措置の命令が解除されるまでの間（引き続き防衛出動を命ぜられた場合にあつては、撤収を命ぜられるまでの間）」）を記載し、工事を伴わない場合にあつては空欄とする。

7　「道路（道路予定区域）の復旧方法」の項には、道路復旧方法を具体的に記載する。（例：「工作物の撤去」、「埋め戻し」等）

別表第二十九（第八十八条の六関係）

年　月　日

（許可の権限を有する者）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法施行規則による規制行為実施通知書

道路法（昭和27年法律第180号）第91条第１項の規定により道路予定区域において許可を要するものとされている行為をするので、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第88条の６第４項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　行為に着手する時期

3　行為をする場所

4　行為の内容

備考：1　「行為をする場所」の項には、法令に基づき許可を要する行為をする場所について具体的に記載する。（例：「　　町　　丁目　　番地　　号道路予定区域」等）

2　「行為の内容」の項には、法令に基づき許可を要する行為（土地の形質変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置）を記載する。

別表第三十（第八十八条の七関係）

年　月　日

（公園管理者）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法による都市公園占用通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の13（都市公園法の特例）第１項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　占用を行う自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　占用の目的

3　占用の期間

4　占用の場所

5　工作物その他の物件又は施設の構造